

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和2年9月18日答申分

## ○答申の概要

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正を必要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係            | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900290号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000031号

## 第1 結論

- 1 請求期間①から⑤までについて、請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を21万7,000円、請求期間②の標準賞与額を24万9,000円、請求期間③の標準賞与額を25万円、請求期間④の標準賞与額を23万9,000円、請求期間⑤の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

請求期間⑥について、請求者のA社における賞与支給年月日を平成25年12月13日、標準賞与額を27万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者のA社における請求期間②の標準賞与額を25万5,000円とすることが必要である。

請求期間②の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成16年6月15日  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年12月15日  
④ 平成18年6月15日  
⑤ 平成18年12月15日

⑥ 平成25年12月15日

私は、請求期間①から⑥までにおいて、A社から賞与を支給され、保険料を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑥までに係る賞与の記録が無い。

請求期間①から⑥までについての預金通帳（写）と、請求期間②から⑥までについての賞与明細書（写）を提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間①については、賞与明細書（写）を所持していないが、源泉徴収票を提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された預金通帳（写）で確認できる振込額及び複数の同僚から提出された賞与明細書（写）により、請求者は請求期間①において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書（写）により、請求者は、請求期間②において事業主から賞与を支給され、当該賞与額に基づく保険料額より低い額の保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、前述の預金通帳（写）で確認できる振込額、前述の同僚に係る賞与明細書（写）により算出した賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は21万7,000円とすることが妥当である。

請求期間②に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書（写）より確認できる賞与額又は保険料控除額から、24万9,000円とすることが妥当である。

請求期間③から⑥までについて、請求者から提出された賞与明細書（写）、事業主から提出された賞与明細書（控）及び請求者から提出された預金通帳（写）により、請求者は請求期間③から⑥までにおいて事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間③から⑥までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書（写）により確認できる賞与額及び保険料控除額から、請求期間③は25万円、請求期間④は23万9,000円、請求期間⑤は26万円、請求期間⑥は27万6,000円とすることが妥当である。

また、請求期間⑥に係る賞与支給年月日については、請求者から提出された預金

通帳（写）等から平成 25 年 12 月 13 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所又は年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書（写）によると、賞与支給額 25 万 5,000 円に見合う標準賞与額 25 万 5,000 円は、保険料控除額に見合う標準賞与額 24 万 9,000 円よりも高額であることが認められることから、請求期間②の標準賞与額は 25 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額（上記第 3 の 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。